

議第8号

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年 法律第162号）
第47条の5第2項及び鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則（令和
2年 鶴岡市教育委員会規則第6号）第7条第3項の規定に基づき、学校運営
協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和6年4月25日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦